

東部地域広域水道企業団使用水量認定等取扱基準

(趣旨)

第1条 この告示は、東部地域広域水道企業団給水条例（平成18年東部地域広域水道企業団条例第6号）第26条及び東部地域広域水道企業団給水条例施行規程（平成18年東部地域広域水道企業団管理規程第17号）第18条第2項の規定に基づく使用水量の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 水量の認定は、次に掲げるところによる。ただし、善良な管理者の注意を怠った場合は、認定を行うことができない。

- (1) 地下埋設管からの漏水等。
 - (2) 壁体及び床下における漏水。
 - (3) その他特別の理由によるもの。
- 2 前項において、善良な管理者の注意を怠った場合とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
- (1) 使用者の過失により給水装置を損傷したとき。
 - (2) 漏水の事実を認めながら修理を怠ったとき、又延期したとき。
 - (3) 給水装置の器具等で漏水の事実を容易に認識できるとき。
 - (4) 漏水頻度の多い管で、当該布設替を勧告しても、布設替を行わないとき。
 - (5) 給湯器又はこれに類する器具で二次側からの漏水のとき。
 - (6) 給水装置で、受水槽等の流入制御器具が不良なとき。
 - (7) 無届工事による漏水のとき。
 - (8) 漏水箇所の修理を指定給水装置工事事業者以外で工事したとき。

(認定の申請)

第3条 水量の認定を受けようとする者は、水量認定申請書（様式第1号）及び、指定給水装置工事事業者の修理報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(認定)

第4条 企業長は、当該申請に基づき実情を調査し、水量の認定が必要と認めるときは、速やかに結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の認定水量を決定するとき、水道技術管理者の意見を徴するものとする。

(認定水量)

第5条 認定水量は、認定を行う月の検針水量から前1年間の使用水量を平均した1箇月分を超えた部分の2分の1を減じた水量とする。ただし、これによりがたい場合は、企業長が適当と認めた水量とする。

2 認定水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。